特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	後期高齢者医療関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

黒部市は、後期高齢者医療関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

黒部市長

公表日

令和5年6月12日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイ	ルを取り扱う事務					
①事務の名称	後期高齢者医療関係事務					
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律及び富山県後期高齢者広域連合規約により、被保険者の資格管理及び医療給付に関する事務を市区町村の窓口として行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) の規定に従い、特定個人情報を以下の事務(業務)で取り扱う。 【業務内容】 資格事務 ・被保険者の資格取得・喪失の受付、 被保険者証及び資格証明書の交付 ・返還、障害認定による資格取得(変更・喪失)届、限度額適用認定証、被保険者証再交付等の申請の受付・交付給付業務 ・高額療養費・高額介護合算療養費・療養費・葬祭費・口座変更申請等の受付 広域連合納付金・納付通知に基づく支払等					
③システムの名称	後期高齢者医療システム 富山県後期高齢者医療広域連合電算処理システム 宛名管理システム 団体内統合宛名(連携)システム 中間サーバー					
2. 特定個人情報ファイル名						

後期高齢者医療特定個人情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表第一(59の項)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定			
	•番号法第19条第8	号(特定個人	情報の提供の制限)及び別表第二			
	[別表第二における情報提供の根拠]					
②法令上の根拠	なし					
	 別表第二における (82の項)	青報照会の机	灵拠]			

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 黒部市総務管理部総務課 情報公開・個人情報保護担当

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 〒938-8555 富山県黒部市三日市1301番地 電話番号:0765-54-2111(代表) ファックス番号:0765-54-4461

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人かいつ時点の計数か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
		令和	15年4月1日 時点					
2. 取扱者数								
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
		令和	15年4月1日 時点					
3. 重大事故								
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果 しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書	の種類			
	項目評価書] ては、それぞれ!	重点項目評価	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネ	ットワークシス・	テムを通じた	入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れてし 2)十分である 3)課題が残されてし	
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れてし 2)十分である 3)課題が残されてし	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れてし 2)十分である 3)課題が残されてし	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの	委託]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報	提供ネットワー	·クシステムをii	低にた提供を除く。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れてし 2)十分である 3)課題が残されてし	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	接続		[]接続しない(入手)]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れてし 2)十分である 3)課題が残されてし	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れてし 2)十分である 3)課題が残されてし	
7. 特定個人情報の保管・	消去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れてし 2)十分である 3)課題が残されてし	
8. 監査					
実施の有無	[〇]自i	己点検	[〇]内	部監査 [] 外	部監査
9. 従業者に対する教育・	学				
従業者に対する教育・啓発	[+:	分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて7 2)十分に行っている 3)十分に行っていた。	5

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月17日	5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	川尻 信行	柳原 和彦	事後	人事異動
平成27年12月17日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	富山県黒部市三日市725番地	富山県黒部市三日市1301番地	事後	庁舎移転
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	柳原 和彦	朝倉 秀篤	事後	人事異動
平成29年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 2.取扱者数 いつ時点 の計数か	平成27年1月30日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	朝倉 秀篤	保険年金課長	事後	様式変更による
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象 人数 2.取扱者数 いつ時点 の計数か	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	報を取り扱う事務 ③システム の名称	後期高齢者医療給付一覧[エウセル・アウセス] 後期高齢者医療特定疾病療養受療証交付一覧 [エクセル・アウセス] 後期高齢者医療の限度額適用・標準負担額減 額認定証交付一覧[エウセル・アウセス] 後期高齢者医療被保険者資格一覧[エウセル・アウセ ス] 後期高齢者医療被保険者証交付一覧[エウセル・アウセス]		事後	事務内容に合わせた変更
令和2年4月1日	IIしきい値判断項目 1.対象 人数 2.取扱者数 いつ時点 の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	黒部市総務企画部総務課	黒部市総務管理部総務課	事後	部の名称変更
令和3年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 2.取扱者数 いつ時点 の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年12月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネッ 青15日 トワークシステムによる情報連 携 ②法令上の根拠		番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 事後		番号法改正によるもの
令和4年4月1日	II Lきい値判断項目 1.対象 人数 2.取扱者数 いつ時点 の計数か		令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目 1.対象 人数 2.取扱者数 いつ時点 の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	